

居宅介護支援事業

重要事項説明書

社会福祉法人 堺福祉会

ケアプランセンター ハートピア泉北

重要事項説明書
(居宅介護支援事業)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 072-297-9598 (9:00~18:00)

担当 藤川清晃 山田恵美

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2 ハートピア泉北居宅介護事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス

事業所名	ケアプランセンター ハートピア泉北
所在地	堺市西区太平寺331-1
電話	072-297-9598
介護保険指定番号	2770101430
管理者	藤川清晃
通常サービスを提 供する地域	堺市立福泉小学校区域

(2) 当事業所の職員体制

	常勤	業務内容	計
管理者(介護支 援専門員兼務)	1名	事業管理業務	1名
介護支援専門員	2名	居宅介護支援	2名
事務職員	1名	介護支援専門員補助	1名

(3) 営業時間

平日	午前9時から午後6時
----	------------

* 12月31日から1月3日までは休業

(4) 交通費について

通常サービスを提供地域であれば交通費は発生しません。ただし通常サービスを提供する地域以外の場合は下記の金額を請求する場合があります。

- (1) 本所から片道5km未満 無料
- (2) 本所から片道5km~10km未満 500円
- (3) 本所から片道10km以上の場合は、1km毎に100円加算

(5) 利用料金について

※1ヶ月の利用料金は法定介護保険利用額です。ただし介護保険適用の場合
は支払いの必要はありません。

※利用料金の内容については別紙にて説明を行います。

3 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払方法については、現金による支払いとなります。

4 サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

5 当施設の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護計画の作成を行います。事業の実施にあたっては、ご家族、地域、関係市町村、その他の保健・医療・または福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア ご利用者のご自宅への訪問、ご利用者及びご家族との面接により利用者の置かれている環境及び立場の理解と課題の把握に努めます。
 - イ ご利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報をご利用者又はご家族に提供します。
 - ウ 事業者は、ご利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービスの原案がご利用者の実情と見合ったサービスの提供となるよう、サービス提供の担当者より、専門的見地からの情報を求めます。
 - オ ご利用者から介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事が出来ます。
 - カ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事が出来ます。
- ② 事業者は、ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等のご利用者のサービス選択に資する内容をご利用者またはご家族に対して説明します。
- ア 事業者は、ご利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めてご利用者の同意を確認します。
- イ ご利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することが出来ます。

サービス実施状況の把握・評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、ご利用者またはご家族、さらに、指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるように指定サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、ご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合は、事業者はご利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法の手順に従って実施するものとします。

給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提供します。

要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、ご利用者の要介護認定又は要介護認定の更新申請及び状態変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるように必要な協力を行います。
- ② 事業者は、ご利用者が希望される場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者に代わって行います。

居宅サービス計画等の情報提供について

ご利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合には、ご利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、ご利用者の申し出により居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査(課題把握)の方法	○	MD S－HC方式 他大阪府指定のもの
介護支援専門員研修	○	随時外部の研修会に参加しています。

6 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ

8 事故発生時の対応

- ① サービス提供中にご利用者の容体に変化等のあった場合は主治医、ご家族、保険者、救急隊へ連絡します。
- ② 事業者は居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対して損害を賠償します。

9 提供する第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

10 サービス内容に関する苦情

①相談・要望・苦情担当

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

当施設ご利用相談室

電話番号 072-297-9598

担当 藤川清晃 山田恵美

ご利用時間 9:00から18:00

市町村の窓口

堺区役所地域福祉課

電話番号 072-228-7520

中区役所地域福祉課

電話番号 072-270-8195

東区役所地域福祉課

電話番号 072-287-8112

西区役所地域福祉課

電話番号 072-275-1912

南区役所地域福祉課

電話番号 072-290-1812

北区役所地域福祉課

電話番号 072-258-6651

美原区役所地域福祉課

電話番号 072-363-9316

公的団体の窓口

大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室

電話番号 06-6949-5418

1 1 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 堺福社会
代表者役職・氏名	理事長 淡野 勝也
本社所在地・電話番号	堺市西区太平寺 3 3 1 - 1 電話 0 7 2 - 2 9 7 - 9 5 9 8

改正

この規定は一部改正により平成 1 3 年 1 2 月 1 日より施行する。

この規定は一部改正により平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は一部改正により平成 1 9 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は一部改正により平成 2 4 年 5 月 7 日より施行する。

この規定は一部改正により平成 3 0 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は一部改正により令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書、本書面及び別紙に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 堺市西区太平寺 3 3 1 - 1

名称 ケアプランセンターハートピア泉北

説明者

居宅介護支援の提供開始にあたり、事業所より契約書、本書面及び別紙に基づいて重要な事項の説明を受けました。

利用者

氏名

住所

代理者

氏名

住所

続柄